

## 第7章 參考資料





## 第7章 参考資料

### 1 中津市子ども・子育て会議委員名簿(順不同・敬称略)

氏名	団体・役職等
井上 登生 (会長)	中津市医師会 医師 「中津こどもメディカルスーパーバイザー」
土居 孝信 (副会長)	幼稚園・認定こども園「双葉ヶ丘幼稚園」園長
坂本 美紀	発達障がい児親の会「たんぼぼの会」会長
酒井 直樹	認可保育園・認定こども園 (旧中津地域) 「おぐすこども園」園長
池内 めぐみ	認可保育園・認定こども園 (旧中津地域) 「中殿こども園」保護者
清原 麻比	認可保育園 (旧下毛地域) 「柿坂保育園」主任保育士
新谷 智世	認可保育園 (旧下毛地域) 「みさと保育園」保護者
中嶋 絵美	認可外保育施設「とみよ保育園 NAKATSU」副主任保育士
中寄 敦之	幼稚園・認定こども園「めぐみ幼稚園」保護者
八丁 誠一	公立幼稚園 園長会長 「南部幼稚園」園長
山口 哲郎	中津市小中学校 小学校長会長 「山口小学校」校長
橘 真琴	中津市 PTA 連合会 母親部
魏 文文	子育て支援センター 利用者 (なかつ・こどもいきいきプレイルーム)
中尾 智子	「沖代児童クラブひだまり」放課後児童クラブ支援員
末宗 恵子	「小楠児童クラブひまわり」放課後児童クラブ保護者
衛藤 祐治	児童養護施設「聖ヨゼフ寮」施設長
友松 貴子	中津市民生委員児童委員連合協議会
中山 顕子	中津商工会議所
黒永 俊弘	中津市教育委員会 教育部長
今泉 俊一	中津市 健康福祉部長

## 2 会議の設置根拠・所掌事務

### 1 設置根拠

◎子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)

◎中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例(平成 30 年条例第 17 号)

#### 【子ども・子育て支援法抜粋】

第 72 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。(以下略)

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

#### 【中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例抜粋】

第 2 条 市は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、執行機関の附属機関として別表第 1 及び別表第 2 の第 1 欄に掲げる附属機関を置く。

### 2 所掌事務

【中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第 2 条(担任する事務)】

子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項各号に規定する事務

#### 【子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項】

- (1) 認定こども園、幼稚園、保育園の利用定員の設定について意見を述べること
- (2) 小規模保育、家庭的保育等の利用定員の設定について意見を述べること
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

## 3 用語解説

### 【あ行】

#### 一般世帯

---

国勢調査上の世帯の分類。住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者等をいう。

### 【か行】

#### 家庭的保育

---

保育ママともいう。保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者（保育ママ）が、保育所と連携しながら自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する事業。

#### 教育・保育施設

---

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（子ども・子育て支援法第7条）

#### 合計特殊出生率

---

一人の女性が一生の間に産むこどもの数の平均をとった指標。

#### 国勢調査

---

人口及び世帯に関するデータを調べる全数調査。10年ごとに総務大臣が行い、その中間の5年目に当たる年には簡易な調査を行うとされている。

#### 子育て世代包括支援センター

---

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う機関。

#### こども家庭センター

---

市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。

#### こども家庭庁

---

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔。2023年4月発足。

## 子ども・子育て会議

---

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組み。国が設置する会議と地方自治体が設置する会議がある。

## 子ども・子育て関連3法

---

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正）
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

## 子ども・子育て支援

---

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保するとともに、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備するため、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行なう者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（子ども・子育て支援法第7条）。

## 子ども・子育て支援新制度

---

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度。教育・保育施設を必要とするすべての家庭が利用でき、子どもの豊かな育成と安心した子育てを支援するため、地域の実情に応じて、「量の拡充」と「質の向上」の両面から行う取り組みのこと。

## 子ども・子育て支援法

---

平成24年8月に成立した、教育保育の給付等新しい子ども・子育て支援について規定した法律。

## 子ども・子育てビジョン

---

平成22年1月に閣議決定した、「子どもが主人公」「社会全体で子育てを支える」等を掲げた大綱。

## こどもの貧困

---

相対的貧困にある18歳未満のこどもの存在及び生活状況のこと。相対的貧困とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことを指し、国の7人に1人のこどもが貧困状態にあると言われている。

## 【さ行】

### 次世代育成支援対策推進法

---

平成15年7月制定。少子化対策の一環として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された法律。国や地方自治体だけでなく一般企業まで次世代育成支援の取り組みが求められた。平成26年度までの10年間の時限立法だったが、令和7年までに期間が延長された。

### 市町村子ども・子育て支援事業計画

---

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(子ども・子育て支援法第61条)

### 児童館

---

児童福祉法第40条に規定する、「児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすること」を目的とする施設。

### 児童手当

---

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給されている手当。

### 児童扶養手当

---

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、こどもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当。

### 就学援助制度

---

学校教育法第19条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」の規定により実施される援助。

### 小規模保育

---

3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育。

### 少子化社会対策大綱

---

少子化社会対策基本法に基づいて国の基本施策として、「1. (若者の) 自立への希望と力」、「2. (子育ての) 不安と障壁の除去」「3. 子育ての新たな支え合いと連帯(家族のきずなど地域のきずな)」の、少子化の流れを変えるための3つの視点から、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進するとした。平成16年6月閣議決定。

## 食育

---

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組み。

## スクールカウンセラー

---

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等で、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア等を行う。

## スクールソーシャルワーカー

---

こどもたちが日々の生活の中で出会ういろいろな困難を、こどもの側に立って解決するためのサポートシステム及びサポートする人。

## 【た行】

### 地域型保育事業

---

教育・保育施設を対象とする施設型給付に加えて、地域の実情に合わせた子ども・子育て支援のための事業。「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4つがある。

### 地域子ども・子育て支援事業

---

子ども・子育て支援法に規定された、市町村が子どもと子育てを支援するための13事業。地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業がある。(子ども・子育て支援法第59条)

### 特定教育・保育施設

---

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(子ども・子育て支援法第27条)

## 【な行】

### ニッポン一億総活躍プラン

---

少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も1億人を維持し、家庭・職場・地域で誰もが活躍できる社会を目指すことを掲げた内閣府の計画。

### 認定こども園

---

幼稚園、保育所等のうち、教育と保育を提供でき、地域に対して子育て支援機能を有する施設で、都道府県の認定を受けた教育保育施設。

## 【は行】

### 発達障害

---

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

### パブリックコメント

---

意見公募手続のこと。行政機関が、これから策定しようとしている各施策分野の基本的な計画等の策定過程において、案の段階で広く住民に公表し、寄せられた意見・情報を考慮して意思決定を行う手続。

### ハローワーク

---

公共職業安定所。職業紹介事業を営む主体として、国によって運営されている。

### ひとり親家庭等

---

母子家庭、父子家庭、祖父母による養育家庭等をいう。

### 保育所(園)

---

保育を必要とする乳児(0~2歳)又は幼児(3~5歳)を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設。経営主体が、都道府県、市町村の「公営保育所」とそれ以外の「私営保育所」がある。

### 保育の必要性の認定

---

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(子ども・子育て支援法第19条)

#### 【参考】認定区分

- ◆1号認定:満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども
- ◆2号認定:満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- ◆3号認定:満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

### 放課後子ども教室

---

地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点(居場所)を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する。

### 放課後子ども総合プラン

---

厚生労働省と文部科学省が共同して、すべての小学校児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ(学童保育)及び放課後子ども教室の計画的な整備をすすめるための計画。

## 放課後児童支援員

---

都道府県知事が行う研修を修了した、放課後児童健全育成事業の実施者。小学生に適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図る専門職である。

## 母子保健

---

母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。

### 【や行】

## ヤングケアラー

---

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものこと。

## 幼稚園

---

学校教育法に基づく、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設。

## 要保護児童対策地域協議会

---

児童福祉法に基づく、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図る協議会。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。

### 【わ行】

## ワーク・ライフ・バランス

---

働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。



---

---

## 中津市こども計画

---

令和7年3月

編集・発行 中津市 健康福祉部 子育て支援課

〒871-8501

大分県中津市豊田町 14 番地 3

Tel :0979-33-7026

Fax :0979-24-7522

E-mail:[kosodate@city.nakatsu.lg.jp](mailto:kosodate@city.nakatsu.lg.jp)

---

---



こどもまんなか住み良いなかつ  
～すべてのこどもが健やかで輝きに満ち、未来を彩るまち～



イラスト：久留見 花波

